

経済産業大臣 世耕弘成 様

北海道胆振東部地震に係る  
産業復興等に向けた要望



平成30年10月  
北海道

## <産業被害の状況（推計）>

### ■商工被害（H30.10.3現在）

①直接被害額：約 120億円

（地震による建築物、設備等の被害額）

②停電被害額：約 136億円

（停電による商品・原材料の廃棄等による被害額）

③売上等影響額：約1,318億円

（停電により営業（操業）停止したことによる売上（出荷）への影響額）

### ■観光被害： 約 356億円（H30.9.30現在）

（直接被害、キャンセル影響額等）



## 電力の全面復旧やエネルギー供給の強靱化

1. 今回の地震により発生した大規模停電（ブラックアウト）の原因分析と再発防止策の検討を踏まえ、電力の安定供給に万全を期すこと。
2. 電力需要の高まる冬季を前に被災した送配電設備の早期の復旧に向けた支援を行うとともに、冬に向けた道民の節電の普及啓発に対し支援すること。
3. 2019年運転開始予定の石狩湾新港火力発電所と北本連系設備について、早期運転開始に向け特段の措置を講じること。
4. 発電所停止による大規模停電を避けるため、発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の増強や、北本連系設備の更なる増強を行うこと。
5. 災害時に地域において石油製品を安定供給する体制を早急に構築するため、ガソリンスタンド（SS）への自家発電機整備事業の前倒し措置や来年度以降の事業継続を講じるとともに、自家発電機を有する全てのSSを対象に「災害時情報収集システム」を活用した連携体制の充実・強化を図ること。
6. 停電時における中小企業等の生産活動停滞を防ぐため、自家発電設備の導入や自家発電用の備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援制度を創設すること。
7. 道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活用し、災害時に地域の自立型電源となり得る「エネルギーの地産地消」や再生可能エネルギーの導入拡大に有効な蓄電池の普及、更には経営安定に向けた省エネ対策を促進する補助制度等を拡充すること。
8. 本道の系統設備に空容量が少なく、地域資源を活用しながら災害時に安定的な電源を確保できる設備の新たな接続が困難となっていることから、FIT認定済み未稼働設備を見直すなどにより、畜産バイオマスや地熱などの出力変動が少ない発電設備を優先的に接続できるよう、制度の整備を早急に進めること。

## 産業基盤の回復と経営再建

1. 本道全域において、被災商店や事業所の修繕、設備の修理、買換えなどグループ補助金と同様の補助制度や、グループ化ができない企業等の事業継続に向けた施設復旧等への個別補助制度を創設するほか、これらの事業者の負担相当分に係る長期・無利子貸付制度を設けること。
2. 本道全域において、中小企業事業協同組合等が行う生産・加工施設等共同施設の災害復旧に係る補助制度を創設すること。
3. 地震や停電により、製品、在庫、商品、原材料等の損害が発生した中小企業等に対する支援制度を創設すること。
4. 本道全域において、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金など既存補助金に係る予算の重点配分、被災事業者への優先採択、補助率の嵩上げ、及び補助限度額の拡大を講じること。
5. 被災した中小企業等の税負担を軽減するため、企業が所有する建物等の復旧や経営力強化に向けた設備投資に対する優遇措置などを講じること。
6. 小規模事業者の事業の復旧に必要な設備資金や運転資金の融資について、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に災害対応特別枠（貸付限度額の別枠措置、金利の引下げ）を設けること。
7. 下請事業者の被災に伴う納入期限の遅れにより親事業者が取引先を変更することを防ぐなど、下請事業者における取引上の影響を最小限にとどめるよう、相談窓口の支援体制の充実を図るとともに、親事業者の被災による下請業者の取引減少などに配慮し、きめ細やかな支援策を講じること。
8. 災害により被害を受けた商店街等が行う共同施設・設備の改修に係る補助制度を創設すること。
9. 被害を受けた商店街等が高度化事業の災害復旧貸付を活用して施設整備を行う場合、事業者及び道の資金負担の軽減等の特例措置を講じること。

## 北海道経済の成長軌道化

1. 地震や停電等の影響による経済活動の停滞を解消するため、平成26年に国で予算措置された「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起、生活支援型）」のような、道民の消費活動を刺激する施策に対し支援するとともに、道産品の生産活動の回復に向けた消費喚起の取組や国内外への道産食品プロモーションを支援すること。
2. 観光庁・政府観光局（JNTO）や日本貿易振興機構（JETRO）の有する機能を活用し、本道観光に関する正確な情報発信とともに、国内外における北海道観光の復興に向けた誘客プロモーション等の実施及び支援協力を行うこと。